

山都ふれあいスポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、山都ふれあいスポーツクラブ(以下、「クラブ」という)と称する。

(事務所)

第2条 このクラブは、事務所(事務局)を山都町営中央体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このクラブは、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動や文化活動を行い、健康増進、地域の交流を促進させ、山都町の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 種目別活動プログラムの設置
- (2) 各種イベントの企画・運営に関する事業
- (3) 運営スタッフ・指導者育成事業
- (4) 新規会員及び運営スタッフの勧誘またはクラブの広報に関する事業
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 このクラブの会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 一般会員
- (3) 団体会員
- (4) ビジター会員
- (5) 賛助会員

(入会資格)

第6条 このクラブに入会する者は、次の各号の要件を充たす者とする。

- (1) クラブの目的に賛同する者。
- (2) クラブの定める諸規定を遵守できる者。

(入会手続き)

第7条 クラブ入会は、次の各号により行う。

- (1) クラブに入会する者は、所定の申込書により会費及び保険料を添えて事務局に申し込むこと。
- (2) 入会手続き終了後、会員証を交付する。
- (3) 入会後に申込書の記載事項に変更が生じた場合は、事務局に速やかに届け出ること。

(会員の資格の喪失)

第8条 クラブの会員資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。

(退会)

第9条 会員がクラブを退会する場合は、退会届を提出し任意に退会できる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、これを除名することができる。この場合、除名の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) このクラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 正当な理由なく会費を納入しないとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費等については返還しない。

第4章 役員及び事務局

(役員)

第12条 このクラブに次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 運営委員 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第13条 役員は、正会員の中から選出し総会で承認する。

- 2 監事は、会員の中から選出する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(役員職務)

- 第15条** 会長は、このクラブを代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 3 運営委員は、事業を協議し運営する。
 - 4 監事は、事業執行の状況及び会計を監査する。

(顧問)

- 第16条** クラブに顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(クラブマネージャー)

- 第17条** クラブにクラブマネージャーを置き、会長が任命する。
- (1) クラブマネージャー 若干名

(事務局)

- 第18条** クラブに次の事務局を置き、会長が任命する。
- (1) 事務局員 若干名

第5章 総会及び運営委員会

(総会及び運営委員会)

- 第19条** このクラブの会議は、総会及び運営委員会とする。
- 2 総会は、役員及び正会員をもって構成する。
 - 3 総会は、年1回会長が招集し、会長が議長となる。
 - 4 運営委員会又は正会員の過半数が臨時総会を求めた場合は、会長は招集しなければならない。
 - 5 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他、会長が必要と認めた事項
 - 6 総会は、役員及び正会員の半数以上の出席をもって成立する。
 - 7 議事は、出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決める。
 - 8 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となり、役員から報告される事業の検討及び運営に関する事項を協議し決定する。

第6章 会計及び事務

(会計)

第20条 クラブの経費は次のものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 寄付金・協賛金
- (4) 各種団体等からの補助金
- (5) その他

(専決事項)

第21条 会長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 本クラブの庶務に関する事
- (2) 本クラブの予算執行に関する事
- (3) 本クラブの決算に関する事
- (4) その他本クラブ事務全般に関する事

(会計年度)

第22条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の制定・改廃)

第23条 この規約を制定・改廃する場合は、総会にて出席者の過半数をもって議決する。

(事故の責任)

第24条 会員は、クラブの活動に際して、本規約及び諸規定を守り、スタッフ及び施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

- 2 万一事故等が発生した場合、クラブで加入する保険の対象範囲内でのみ保障を行い、クラブ及び関係者に損害賠償を請求しないものとする。

第7章 雑則

(細則)

第25条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

この規約は、平成22年7月31日より施行する。

この規約は、平成25年4月20日より一部改正する。